

令和4年度事業計画書

1 基本方針

私たちの生活を大きく変えた新型コロナウイルス感染症の流行もワクチンや治療薬により明るい兆しがみえつつありますが、次々と変異するなど、安心できる状況ではありません。これからはコロナとともに生きる社会に変わることになるかもしれないかもしれません。

経済活動においてもコロナ禍以前の状況までには回復しておらず、物価の上昇などの他の要因も相まって、今後の当センターの事業にも影響が長く続くのではないかと危惧されます。

令和3年度は、重要な課題である会勢の充実と業務の拡大という目的を掲げ、地域組織の充実を図る計画でしたが、コロナ禍で実施できませんでした。

このような困難な中ではありますが、基本理念の「自主・自立、共働・共助」のもと、より公益性を高めるとともに関係機関の支援と協力をいただきながら魅力あるセンターを目指し、地域から信頼されるセンターの構築に努めていきます。また、安全を最重要課題として、事故の未然防止を図るとともにコロナ感染症の状況を注視しつつ、会員及び役職員の安全な就業活動が十分生かされるセンターの運営を目指します。

2 運営・組織

(1) 総会

総会は、最高意思決定機関です。令和4年度は、令和4年6月までに開催し、定款に定める事項について審議をいただく予定です。

(2) 理事会・専門部会

理事会は、総会に付議する議案等に係る協議機関であり、総会で決定された事業計画や予算等の執行機関です。センターの事業方針を確立し、その具現化を図るための重要な役割を担っており、センターの発展と会員の福祉に繋がるよう、原則年間6回以上は理事会を開催し、適切な運営を行います。

また、専門部会において、各分野に係る現状分析、改善提案等「自ら考え、自ら実行できる」組織活動に努めます。

(3) 地域理事・班長会

各地域、専門部門の組織の活性化を図り、地域性・専門性に応じた事業の底上げを図ります。

入会可能な方の情報や地域の需要に関する情報を、地域理事・班長会において共有し、センター事業運営の目的を達成するため、活発な活動ができる環境整備に努めます。

3 事業目標

令和4年度事業推進にあたり、下記により具体的な目標を設定します。

会員数 (人)	480		
区 分	請負・委任	派 遣	合 計
受注件数 (件)	1,900	45	1,945
就業延人員 (人日)	32,700	5,400	38,100
契約金額 (千円)	142,000	30,800	172,800

4 実施事項

(1) 普及啓発事業

会員募集拡大のための普及活動や地域催事やボランティア活動等を通じた広報啓発活動に取り組みます。会員に対しては、就業上の心得、安全・適正就業等について事例紹介等による周知を行います。

- ① あらゆる機会を捉えた「一人一会員入会」運動の啓発
- ② 会員の表彰等
- ③ パンフレットや各種の広報媒体を活用した広報活動
- ④ 「シルバーだより」発刊による求人状況、受注状況に係る情報の提供

(2) 安全就業・適正就業の推進

ア 安全就業

センター事業の狙いのひとつとして、高齢者の組織参加と労働能力の発揮による豊かに活動する生活の維持と、社会への参加による生きがいの充実があります。こうしたことは災害や病気が無くなることで達成できるものです。本年度も健康管理に加え「就業の安全確保」を最優先に取り組みます。

令和3年度においても、数々の事故等が発生しました。事故発生の根絶は困難なことですが、そのほとんどが少し慎重になれば未然防止出来たと考えられます。事故による家族の心労や援助も必要となります。無事故で健康な1年となるよう、事故の未然防止と健康維持に努めます。

- ① 安全・衛生・適正就業対策基本計画に基づいた安全施策を推進
- ② 「安全衛生大会」を実施し、会員の安全意識を啓発
- ③ 定期健康診断受診の奨励、運転従事者の適正な健康管理
- ④ 安全部会による組織的な安全施策の推進、特に計画的な安全パトロールの実施と事故の要因分析及び改善策の普及
- ⑤ 剪定作業時の三脚脚立の梯子・支柱の固定化（閉脚による事故防止）

- ⑥ 夏期における単独屋外作業の禁止及び適時の水分補給
- ⑦ 屋根からの雪下ろし等、高所作業の禁止
- ⑧ 入会説明会における安全教育の実施（「安全就業のために」を活用）
- ⑨ 作業前・中・後の体調確認、準備運動の実施（当日のリーダー）
- ⑩ 刈払機使用時、剪定作業時等におけるヘルメット、安全帯着用の義務化
- ⑪ 派遣就業運転業務従事者等を対象に「安全運転講習」を開催
- ⑫ 刈払機取扱に係る安全衛生教育の受講の斡旋

イ 適正就業

ガイドラインに基づき、下記の事項に留意して、適正就業に努めます。

- ① 就業日数はおおむね月10日程度以内、就業時間はおおむね週20時間を超えないことを厳守
- ② 請負・派遣の契約形態を守り、従業員との混在就業、指揮命令を受ける就業は派遣契約へ切替
- ③ 就業時間の延長が可能となる業務拡大の県知事指定を受けている派遣業種についての受注の促進
- ④ 会員、発注者等に対しガイドラインの周知・徹底を行い、高所での作業等、危険な作業への従事、長期就業、混在就業、指揮・命令下での就業等、実態を把握し改善を図る

(3) 新規事業等の取組

介護認定の一部を介護予防給付から切り離して、生活支援サービスと同様、地域を支える重要な事業として、平成29年から開始した「介護予防・日常生活に係る支援の総合事業」は、今後も需要の増加が考えられることから継続して取り組みます。

また、全国的に、学童保育、空き家の管理、介護補助、県内でもサロン（喫茶店）の営業、小物の製作販売、農産物等の販売、耕作放棄地を活用した作物

栽培・販売等への参入事例があります。郡上市においてはニーズの違いや、地域づくりやシニアクラブ活動等に関わる諸課題があることから、市関係部局との情報共有、連携、調査研究に努めます。

(4) 人材育成事業

ア 剪定作業、障子・襖の貼り替え作業は、高齢化、技術者不足等により供給不足が生じていることから、安定的な受注体制に向けて、養成講習等の情報収集や参加の斡旋に努めます。

イ 連合会主催の「高齢者活躍人材確保育成事業」技能講習について、令和3年度は、刈払機作業講習が美並町で開催されました。令和4年度においても、連合会に対し刈払機作業講習、剪定作業講習の開催を要望します。

(5) 地域奉仕活動の実施

高齢化や過疎化が急速に進む中、高齢者同士の支え合いがますます重要になっています。そうした中でボランティア活動等を通じてシルバー会員が一堂に会し、共に汗を流している姿を地域の皆様に見ていただくことは、他の高齢者や近隣地域住民に対し大いに刺激を与え、地域活性化の一助を担っています。

センターは、地域密着型の組織であり地域の支えがあって始めて成り立っています。令和4年度においても「奉仕の精神」で、各地域での催事等と連携したボランティア活動に努めます。

(6) 設立20周年記念事業の準備

法人設立20周年記念事業についての計画及び準備を行います。